

鳥取県告示第263号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成21年5月14日（木）	午後1時から 午後3時まで	境港市上道町3000 境港市役所
〃	平成21年5月15日（金）	午前10時から 午後3時まで	〃
〃	平成21年5月18日（月）	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成21年5月19日（火）	午前10時から 午後3時まで	〃
〃	平成21年5月28日（木）	午後1時から 午後3時まで	米子市夜見町3001-6 鳥取県計量センター米子検査場
〃	平成21年6月1日（月）から同月30日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課